

国営関係部会2010春季生活闘争の取組み

2010年1月26日
国営関係部会第12回代表者会議

【はじめに】

1989年11月9日の「ベルリンの壁崩壊」から20年が経過しました。この間、世界はグローバル化とアメリカの単独行動主義に混乱し、新自由主義の進行による「市場の失敗」が招いた世界的な金融・経済危機と極限を超える格差拡大、そして貧困の増加に憂苦しんでいます。

日本では、バブル経済の崩壊とリーマン・ショックを契機とした世界経済の急激な悪化の間で、本格的な少子高齢化社会の到来等、国を取り巻く環境が劇的に変化しているにもかかわらず、業界・団体への利益配分を優先した政治体制と、外需依存の経済体制が継続され、国民の生活により厳しい犠牲を強いてきました。また、小泉政権以降継続されてきた新自由主義に基づく構造改革路線がもたらした格差の拡大と貧困の増加、そして2008年秋以降の世界的な経済危機により、雇用や社会保障等における公共サービスの脆弱さが露呈しています。

政治主導のもと、「本当の国民主権の実現」と「内容の伴った地域主権」を政策の二つの柱として発足した鳩山内閣は、「温室効果ガスを2020年までに90年比で35%削減する」との方針や、マニフェストに掲げた政策の推進等、国民の国民による国民のための政権運営を進めています。

こうした中で鳩山首相は、1月18日から開催された通常国会において、平成21年度第二次補正予算、平成22年度予算案の成立と同時に、景気の回復、雇用対策等、国民生活の安全と安心を最優先に取組みを進めていくこととしています。

また、連合は、鳩山政権との定期協議を通じ、「労働を中心とする福祉型社会」の実現に向け取組みを進めるとともに、2010春季生活闘争段階においては、派遣労働の見直しや新たな雇用対策の実現、賃金水準の維持等、を大きな柱として闘いを進めて行くこととしています。

一方、公務労協は、昨年成立した公共サービス基本法に基づく、国と地方における役割の発揮と具体化、地方分権に係わる地域主権戦略会議や独立行政法人の見直しに係わる今後の事業のあり方、労働基本権の確立等について、政党との調整や政府との交渉等を通じ、その対策等を進めています。

国営関係部会は、こうした連合、公務労協の方針に基づき、関係組合が連携を図り要求の実現に向け取組みを進めます。

I. 国営関係部会2010春季生活闘争賃金要求の考え方

1. 連合は、「日本経済・社会の枠組みをパラダイム転換するための取組み」という立場から、2010春季生活闘争に臨む基本的な考え方について、

- ① 内外需バランスのとれた経済の実現。
- ② 企業部門と家計部門の配分のアンバランスの是正。
- ③ 雇用の安定・創出と処遇バランスを図っていくことを不可欠として、職場で働くすべての労働者を対象に処遇の維持・改善に取り組むこととしています。

また、賃金水準を維持するとともに、必要な場合は格差是正に取り組み、さらに均等・均衡に向けた処遇改善と、最低賃金等の引き上げによって底上げを図り、こうした結果を社会全体に波及させるため、共闘連絡会議の機能強化を図ることとしています。

そして、景気回復、雇用の安定・創出、生活防衛を図るため、車の両輪として政策制度の取組みを位置づけ、総合生活改善のための取組みとしての闘争を強力に推進していくこと等を提起しています。

2. 公務労協は、連合の取組みに結集し、働きがいのある人間的な労働を中心に、だれでも安心・安全と生きがいのもてる「良質な公共サービスの実現」に向け、取組みを進めて行くこととしています。

具体的には、以下の通り。

- ① 公務員給与に対するバッシングと「政治」の介入を排し、公務員給与の社会的合意を再構築する取組みを前進させる。
- ② 賃金要求については、連合の春季生活闘争方針や民間組合の要求動向を踏まえ、公務員連絡会・国営関係部会の要求の考え方を総合的に勘案し、公務・公共部門労働者の賃金水準の維持、改善、すなわち生活防衛に軸足を置いた要求を設定することとする。具体的には、「公務・公共部門労働者の賃金を維持し、改善すること」とする。
- ③ 非常勤職員に関わる要求については、時間給30円の引上げや雇用の安定的確保等とする。

また、公務・公共部門の役割を認識し、連合や地方連合会などが提起する格差是正、底上げ、公契約条例などの取組みを全力で進める。

- ④ 政府、人事院に対して、実際に雇用の安定につながるような非常勤職員の任用制度の2009年度内見直しの実現を求めて交渉・協議を強める。具体的には、日々雇用制度を廃止し、1年以内の任期を定めた非常勤任用制度(本人の希望に基づく再任用あり)を設けるよう取り組む。
- ⑤ 労働時間の短縮、休暇、休業制度の拡充を雇用創出・多就労型ワークシェアリングやワーク・ライフ・バランスの実現に向けた課題として位置づけ、年間総労働時間1800時間の実現などを求め、取組みを進める。
- ⑥ 65歳までの段階的な定年延長を中心とする新たな高齢雇用施策の確立を、2010年度の取組みの重要施策として位置づけ、春季生活闘争でその道筋を付けるための取組みを全力で進める。
- ⑦ 公共サービス基本法をさらに進化させるための立法措置、ILO勧告をみたした労働基本権の確立、地域主権戦略会議への対応、独立行政法人及び政府関連公益法人の見直しについては、その要求の実現に向け取組みを進める。

3. 国営関係部会は、こうした連合、公務労協の方針及びこれまで確認してきている「統一要求を組織し、団体交渉による自主解決を基本とする」との考え方にに基づき、以下の内容の取組みを展開していくこととします。

① 国営関係労働者の賃金を維持し、改善すること。

なお、それぞれの組合において取組みを進めてきている格差問題等についても、引き続き取り組む。

② 非常勤職員の雇用の確保とその処遇改善を図ること。

③ 時間外割増率を引き上げること。

④ 年間総労働時間1800時間の実現、各種休暇の拡大などの取組みを進める。

⑤ 65歳までの段階的な定年延長を中心とする新たな高齢雇用施策の確立の取組みを進める。

以上を基本に、国営関係部会の総合的労働条件改善の取組みを展開することとします。

なお、具体的な要求については、企画調整会議において調整し、2月下旬までに決定することとし、3月上旬までには各当局に対し要求書を提出します。

また、国営関係部会における闘いをより強化・発展させるため、2月16日には「2010春季生活闘争対話集会」を開催します。

Ⅱ. 2010春季生活闘争総合的労働条件の取組みについて

日本経済は回復の兆しがみられるものの、鉱工業生産の水準は、ピーク時の76%と、依然として低迷が続いている。企業収益は、前年度に続き大幅な減益が予測され、景気回復過程で大きな利益をあげた製造業を中心に大きく落ち込んでいます。

労働者の状況は、景気回復期においても成長の成果が適正に配分されなかったこと等から、賃金は10年前の水準から7.6%低下し、雇用面においても、雇用労働の規制緩和などにより、非正規労働者が増加し低所得層が多く生み出され、中間層の減少により、所得格差の拡大と二極化がさらに進行しています。また、失業率は過去最悪の状況が進み、有効求人倍率も過去最低の水準で推移しています。

連合は、2010春季生活闘争を展開するにあたり、「日本経済・社会の底割れに歯止めをかけ、賃金水準の低下を阻止し、全労働者の生活を維持・防衛する観点から、取組みを強力に展開する」として、「職場で働くすべての労働者を対象に処遇の維持・改善に取り組む。このため、賃金水準を維持するとともに、必要な場合は格差是正に取り組む」さらに、「均等・均衡に向けた処遇改善を図るとともに、最低賃金等の引き上げによって底上げを図る」との2010春季生活闘争方針を決定しました。

公務労協は、2010春季生活闘争においては、連合の闘争方針を支持し、連合に結集し、2010春季生活闘争を全力で組織します。公務・公共部門の役割を認識し、雇用確保の取組みや格差是正、底上げ、組織内外の関係労働者の勤務条件や労働環境の具体的な改善を図るため

の取組みを展開するとしています。

国営関係部会は、連合、公務労協と一体となった取組みを進めるとともに、国営関係労働者の生活・労働条件の改善に向けて、自主交渉・自主決着を基本とした「賃金の維持・改善」をはじめとする総合的労働条件改善要求を提出し、取組みを強化していくこととします。

【2010春季生活闘争総合的労働条件改善要求】

1. 賃金水準、一時金の改善について

- (1) 国営関係労働者の賃金を維持し、改善すること。
- (2) 一時金及び諸手当の改善を図ること。
- (3) 「均等待遇」の原則に基づき臨時・非常勤職員の処遇改善を図ること。時間給を30円以上引き上げること。

2. 労働時間短縮等労働諸条件の改善について

- (1) 年間総労働時間1800時間達成に向け、労働時間短縮の施策を実施すること。
- (2) 不払い残業を撲滅するため、超過勤務に係る勤務時間管理を徹底すること。
- (3) 時間外労働の削減のため、超過勤務の上限規制を原則として年間150時間に設定すること。
- (4) 超過勤務手当の支給割合を、月45時間以下100分の130以上、月45時間超100分の150以上、休日（週休日及び国民の祝日等）については100分の150以上に引き上げること。
- (5) 年次有給休暇の完全取得を促進すること。
- (6) 特別休暇を拡大すること。
 - ① 夏期休暇を5日間に延長すること。
 - ② リフレッシュ休暇を新設すること。
 - ③ 産前産後休暇の期間を延長すること。
- (7) 育児休業制度の内容を充実すること。
- (8) 介護休業制度の内容を充実すること。
- (9) 育児・介護休業制度及び子の看護休暇については、非常勤職員についても早期に適用すること。

3. 公務・公共部門における男女平等促進について

公務公共部門における男女共同参画促進に向け、あらたな女性の採用・登用拡大の指針に基づく取組みを進めるとともに、取得率の数値目標等を明確にした育児休業の男性取得促進、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」を着実に実施すること。

4. 高齢雇用施策について

新たな高齢雇用施策については、雇用と年金を接続させる政策の基本を65歳までの段階的定年延長とし、早期に実施すること。

5. その他の事項について

- (1) 福利厚生施策を拡充するとともに、宿舎等を改善すること。
- (2) 労働安全の徹底及び健康管理の充実を図ること。

Ⅲ. 行政改革等に係わる取組みについて

1. 公共サービスキャンペーンの取組み

小泉政権以降継続されてきた新自由主義に基づく構造改革路線がもたらした格差の拡大と貧困の増加、そして2008年秋以降の世界的な経済危機により明らかになった雇用や社会保障等における公共サービスの脆弱さに対して、国民生活の安心と安全を確保するための公共サービスの再構築をめざし、取組みを進めます。

2. 政策制度要求の実現に向けた取組み

景気・消費回復に資する総合経済対策として、連合が掲げる「180万人雇用創出プラン」及び政府の緊急雇用対策の着実な実行に向けた予算措置の実現、最低賃金の引き上げ、公契約基本法と公契約条例の制定、公務労使関係の抜本改革による労働基本権の確立等、連合が提起している政策・制度課題について、諸行動への積極的な参加等の取組みを進めます。

3. 公務員制度改革と労働基本権確立の取組み

総選挙において労働基本権の回復を政権政策に掲げた民主党を中心とする政権が発足したことにより、団結権及び争議権を含む労働基本権回復の政治的環境が整ったといえます。

2010年通常国会から臨時国会を焦点に、ILO勧告をみたした労働基本権の確立と、民主的公務員制度改革に係る法制度措置の実現を図ることを目指します。

国営関係部会としても今後の交渉のあり方とも連動する課題であり、引き続き公務労協・公務員制度改革対策本部において議論を進めていきます。

4. 地方分権改革・国の出先機関の見直し

「地方分権改革推進計画」において提起された改革工程表等について、①見直しについては、国と地方の役割分担を明確化し、それぞれの事務事業の精査を前提とすること、②政府の責任において雇用と労働条件を確保すること、③関係労働組合を含め十分な交渉・協議、合意を前提とすること、等を基本とした対策を図るとともに、公務労協の分権改革対策委員会において取組みを進めます。

5. 独立行政法人及び政府関連公益法人の見直し等について

公共サービスの質と雇用の確保を最低限として、行政刷新会議対策委員会を中心に、①見直しに係る基本的理念の追求、②個別法人見直しへの対応、③雇用確保策の制度化、

を課題とした取組みを強化します。

なお、基本的理念の追求と雇用確保策の制度化は、公務労協としての統一対応を基本とし、個別法人見直しへの対応は、当該構成組織による個別の具体的課題への対策を基礎とします。

特に、国営関係部会としては、印刷・造幣事業に係わる問題、国有林野事業に係わる問題が具体化するため、引き続き連携を図り、対策を進めていきます。

また、郵政関係に係わる問題についても、J P 労組との情報交換等を行いながら、対策を進めていくこととします。

IV. 国営関係部会各構成組織における取組み状況について

〔林野事業〕

日本の森林・林業・木材関連産業の現状は、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策に係わる森林整備を確実に推進する必要があること、また、国産材利用に係わり木材自給率が20%台となっている中で、利用促進に基づく振興が求められているなど課題が山積しています。

地球温暖化防止対策に向けては、平成19年度から6年間で毎年55万ha、計330万haの森林整備を行う必要があるとしていますが、予算措置などの問題を含んでいます。

また、森林整備を推進するためには、林業労働者及び林業事業体の育成・確保が重要です。そのため、山村地域における就労機会の拡大による定住の促進、雇用安定が必要であり「山村振興法」「森林・林業基本法」の具体化と「林業労働力の確保の促進に関する法律」の具体策の見直しを進めてきました。

昨年12月には、新政権の緊急雇用対策で森林・林業再生の推進がもられ、森林・林業を基軸とした、付加価値の高い地域資源創造型産業の創出、木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献等を理念に、10年後の木材自給率50%以上等とする「森林・林業再生プラン」が作成され、今後この具体化と制度的な検討が行われることから労働組合としても積極的な意見反映に取り組みます。

国有林野事業については、「行革推進法に基づく国有林野事業の一般会計化・独立行政法人化への検討」、「緑資源機構の廃止に係る1年前倒しの閣議決定」の見直しを求めてきました。先の総選挙で政権交代が実現し、新政権の方針の下で「1年前倒しの閣議決定」の見直し、「国の行政機関の定員の純減について(平成18年6月30日閣議決定)」の純減目標数から「平成22年度に予定されている新たな国の業務の独立行政法人化に係る純減数を除く」との閣議決定がされました。

また、「森林・林業再生プラン」においても「組織・事業の全てを一般会計へ移行」となり、今後具体的な検討が進められることから、政府の政策決定などに対する取り組みを進めています。

[印刷事業]

私たち印刷事業は、通貨等の一国の存立の根幹に関わる貴重製品の製造を担い、国民経済と国民生活の安定に寄与するため、確実な製造と供給を責務として、今日までその責務を遂行してきました。

しかしながら、市場原理万能主義的な行き過ぎた民営化路線は、国が担うべき通貨事業等にもおよび、行政改革の一環として、2003年印刷局は国の組織から切り離され独立行政法人とされました。

このような独立行政法人化以降も私たちは、「印刷局事業は、国の組織・事業として位置付けられるべきである」として、国の組織・事業として実施させる闘いを継続してきました。

このような取組みもあって、今次総選挙にあたっての民主党のマニフェストでは、「独立行政法人の実施する事業について国が責任を負うべき事業は国が直接実施する」として、通貨事業等を担う印刷局事業について国が直接実施する事業として位置づけられることとなり、全印刷は、今その具体化実現を政府に求める取組みを進めています。

2009年12月25日に「独立行政法人の抜本の見直しについて」が閣議決定され、今後、私たち印刷事業も含めて、独立行政法人全体の見直し作業が具体化されることとなります。

このような情勢のなか、私たちは、組合員の雇用を確保し労働条件の維持・向上、職場環境の改善等に取り組むとともに、全印刷のあらゆる取組みを本課題に集中する決戦体制を確立して、印刷局事業を国の組織・事業として実施する闘いに全力で取り組んでいくこととします。

[造幣事業]

造幣局事業については、2003年に国営企業から独立行政法人へ経営形態が移行して、7年目に入りました。この間、評価委員会から一定の評価を得ていますが、大幅な人員削減や業務の効率化、コスト削減など、非常に厳しい事業運営となっています。また、昨年8月の衆議院総選挙におきまして、民主党が圧勝し、政権交代が実現しましたが、昨年11月に行われた行政刷新会議の事業仕分けにおいて「造幣局については、独立行政法人の在り方を含めて抜本的な見直しを行う」との評価結果が出されました。具体的には、「国が直接行ってスリム化する、印刷局との合併、更なる業務の効率化と不要な保有資産の売却」などとなっています。

こうした情勢のなかで、全造幣は、造幣事業を国の事業に戻すとともに、現行事業の一体承継を求めて運動を進めてきました。また、全印刷・全造幣労働組合協議会において、意思統一した方針に基づき「通貨事業等を国の組織・事業として実施する」ことを関係各方面に強く主張してきました。しかし、昨年12月25日に「独立行政法人の抜本的な見直しについて」の閣議決定がなされたことを踏まえ、新年早々から見直し作業が進んでいくことが予想されます。

このようなことから、私たちは引き続き労働条件の維持・向上、職場環境の改善などに全力をあげていくとともに、通貨製造等を担う企業として国民生活と国民経済の安全

・安心に寄与し、国民のための造幣事業の安定・発展と民主的事業運営に向けて、必要な対策を講じていくこととします。

〔郵政事業〕

日本郵政グループは、平成22年度3月期の中間決算において、グループ全体として2,009億円の中間純利益を計上したところですが、世界的な不況の影響による厳しい経済環境のもと国内外の景気の低迷は深刻さを増しており、更なる事業経営への影響が懸念されています。そのような環境下における2010春季生活闘争は、非正規社員の雇用の維持又は安定化と処遇改善を図るとともに、事業基盤を強化するために正社員への登用促進等により正社員比率の引上げの取組みを強化していきます。

一方、郵政グループの経営形態や組合員の雇用及び労働環境に大きな影響を与える「郵政見直し」が新政権のもと政治主導で進められています。

J P 労組は、職場実態とお客様の声を集約し、政府に対して「郵政改革に関する意見書」を提出し、雇用と労働条件を守る観点はもとより、郵政事業の利便性や公益性の確保、また社会的企業としての使命が果たせるよう経営の安定化・盤石化に向けた対応に全力を挙げているところです。

また、J P 労組が考える郵政改革を実現するためには、参議院選挙の勝利が必須条件であるとの認識に立ち、すべての行動を「なんば奨二」選挙と連動させ、全組合員の意思結集と総行動を展開していきます。

V. 今後の組織運営などについて

1. 公務労協は、今後の組織のあり方について、昨年設置した組織検討委員会における議論を踏まえ、今年度は組織建設委員会において、①組織化のあり方、②事務局の体制強化、③地方組織の結成、等について議論を積み重ねてきています。

今後については、2010年度活動方針に「協議会から連合会への移行」（2012年から協約締結権のもとでの交渉体制と自立的労使関係制度が構築されることを踏まえ）については、国営関係部会の今後の運営のあり方にも係わる課題であり、その対策について、検討・議論を進めます。

2. 国営関係部会の運営については、これまでの議論経過を踏まえ、「国営関係部会運営要綱」に基づき進めます。

各種取組みを進めるにあたり、情報交換・意思統一の場として、代表者会議、委員長会議、企画調整会議等も計画的に開催します。

◇具体的な賃金要求検討にあたっての考え方について

- ① 物価上昇及び生活改善・各組合におけるこれまでの経過を踏まえた要求。
- ② 2010年民間賃金動向……これまでの中央労働委員会において確認されている新官民比較手法に基づく民間賃金準拠（水準と上げ幅）と、各々の事業のあり方と公共性などを加味した公益産業における賃金のあり方などとの関係。（NTT、電力、たばこ、郵政関係、JR関係、私鉄等）
- ③ 総原資との関係について……給与総原資のあり方、団塊世代の退職関連や業務と賃金のあり方等。